

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号 <u>最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3026 号</u></p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>1 農地整備事業 担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、<u>農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備</u>及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 3～第 8 （略）</p> <p>第 9 委任 本事業の実施に当たっては、法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令<u>及びこの要綱</u>に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>1 農地整備事業 担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 3～第 8 （略）</p> <p>第 9 委任 本事業の実施に当たっては、<u>この要綱並びに</u>法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</p>

附 則
 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。